

社会福祉法人荒川区社会福祉協議会

役員その他の役職者の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人荒川区社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員その他の役職者（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程における役員等とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 定款第6条に定める評議員
- (2) 定款第7条第2項に定める評議員選任・解任委員会委員
- (3) 定款第18条に定める理事及び監事
- (4) 本会委員会に関する規程第3条に定める委員会委員
- (5) 本会後援等の名義の使用承認に関する事務取扱要領に定める後援名義使用承認審査委員会委員
- (6) 本会感謝状贈呈規程に定める感謝状贈呈審査委員会委員
- (7) 本会荒川区歳末たすけあい運動（歳末たすけあい・地域福祉募金）実施委員会設置要綱に定める荒川区歳末たすけあい運動（歳末たすけあい・地域福祉募金）実施委員会委員
- (8) 本会地域福祉活動助成金実施要綱に定める地域福祉活動助成審査会委員
- (9) 評議員会で選任された役員のうち、本会が運営する施設等を主たる勤務場所として職員に準じて勤務する者（以下「専任役員」という。）

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費、宿泊料等の経費をいう。

(報酬等の支給基準)

第3条 定款第10条第1項に基づく評議員の報酬等及び定款第25条第1項に基づく役員の報酬等並びに前条第1項第2号、第4号及び第5号の各種委員の報酬等の支給基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 評議員 報酬等は日額とし、評議員会など本会業務への出席、定款第16条第4項の書面又は電磁的記録による意思表示に対し、定款第10条第1項に定める金額の範囲内で、別表に基づき支給する。
- (2) 評議員選任・解任委員会委員 報酬等は日額とし、評議員選任・解任委員会への出席、評議員選任・解任委員会運営細則第12条第2項の書面又は電磁的記録による意思表示に対し、別表に基づき支給する。
- (3) 理事及び監事 報酬等は日額とし、理事会など本会業務への出席、定款第31

条第2項による書面又は電磁的記録による意思表示に対し、別表に基づき支給する。

(4) 前条第1項第4号から第8号までの各種委員 報酬等は日額とし、委員会など
本会業務への出席、各関係規定に定める業務等に対し、別表に基づき支給する。

(5) 本会は、専任役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、本会の職員及び荒川区の職員である者は無報酬とする。

3 第1項各号の規定にかかわらず、書面により報酬等を受け取らない旨の意思表示を行った役員等に対しては報酬等を支払わない。

4 役員等の業務の負担を軽減するため第1項各号の業務を同日に複数実施し、前条第1項各号の役員等を複数兼務する者がそれぞれに出席等した場合の報酬等については、原則として、いずれか一つの業務の報酬等を支払うものとする。

5 専任役員の報酬は月額とし、別記「専任役員の報酬額」に基づき支給する。

(報酬等の支払方法)

第4条 前条第1項各号に規定する報酬等は、必要の都度、現金をもって支給対象役員等
(以下「本人」という。)に支払う。ただし、本人から求めがあったときには、本人が指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用弁償)

第5条 本会は、第2条第1項第1号の評議員、同項第3号の理事及び監事はその職務を
遂行するために要する費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、実費とする。ただし、旅費については、本会旅費規程に定める旅費
を対象とし、旅費規程に基づき算出される額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、本会の職員及び荒川区の職員である者には、この規程に
よる費用弁償を行わない。

4 本会は、費用弁償の請求があったときは、遅延なく支払う。また、前払いを要するもの
については、前もって支払うことができるものとする。

5 前項の支払は、現金をもって本人に支払う。ただし、本人から求めがあったときには、
本人が指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、令和6年1月1日から施行する。

2 この規程の施行をもって、社会福祉法人荒川区社会福祉協議会役員等費用弁償支給規
程（平成14年3月7日施行）及び社会福祉法人荒川区社会福祉協議会役員報酬及び費
用に関する規程（平成25年4月1日施行）を廃止する。

3 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

4 この規程は、令和7年6月23日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	報酬日額	備 考
評議員（第2条第1項第1号）	2，000円	・左記の報酬等の日額は、交通費を含む1人当たりの支給金額 ・左記の報酬等の日額は、源泉所得税を除いた金額
評議員選任・解任委員会委員（第2条第1項第2号）	2，000円	
理事・監事（第2条第1項第3号）	2，000円	
各種委員会委員（第2条第1項第4号から第8号）	2，000円	

別記（第3条関係）

専任役員の報酬額

基本報酬月額 235，000円
勤務日数 1週3日間
勤務時間 午前8時30分～午後5時15分
その他 通勤手当支給
社会保険加入
年次有給休暇及び特別休暇は、非常勤職員及び臨時職員
規程に準ずる。